医療法人 栄心会　さかえグリーンハート美術館通り

重 要 事 項 説 明 書

（令和８年１０月１日現在）

１．当施設が提供するサービスの相談窓口

電話番号　　０２４－９５６－５７７７
担 当 者　　石田　美穂
※ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

２．事業者

事業者の名称	医療法人　栄心会
法人所在地	郡山市横塚２丁目１５番６号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長　佐藤　栄一
電話番号	０２４－９４１－２２０２

３．ご利用施設

施設の名称	さかえグリーンハート美術館通り
施設の所在地	郡山市字下舘野１番地１
施設長名	矢吹　仁子
電話番号	０２４－９５６－５７７７
ＦＡＸ番号	０２４－９５６－５７７８

４．事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法に従い、ご契約者(入居者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
施設運営の方針	一、今日の平和繁栄の基礎を築いてくださった高齢者の皆様を私たちは尊敬と感謝の念をもってお迎えし、皆様と接することを私たちの大きな喜びと感じ、きめ細やかなサポートに努めます。 一、常に高齢者の皆様の気持ちになって考え、皆様に心から幸福感と満足感を実感していただけるよう、常に高い理想への向上心を持ち続け、新しい課題に挑戦・克服して、サービス向上に努めます。 一、私たちは社会の一員としての自覚をもち、運営にあたって関係するすべての法令、その他の社会的ルールを遵守し、皆様の期待に応える責任を十分認識し、より安心で健全な事業運営に努めます。

５．施設の概要

敷地面積		３，４２９㎡
建物	構造・規模	鉄骨造・平屋建て
	延床面積	２，０８４㎡
	利用定員	５４名　（内訳）介護居室４９名、一般居室５名
施設類型・表示事項		介護居室：介護付有料老人ホーム（利用権方式） 一般居室：住宅型有料老人ホーム（利用権方式）
介護保険の指定サービスの種類		福島県指定介護保険特定施設入居者生活介護（第 0770303220 号） 福島県指定介護保険介護予防特定施設入居者生活介護（第 0770303220 号） （一般居室：在宅サービスの利用）
介護に係る職員体制		介護居室入居者：看護介護職員＝２．５：１以上
敷地建物の権利形態		事業主体(医療法人栄心会)所有

（1）居室

部屋の種類	室数	面積
介護居室　１人部屋	４９室	１３．０８㎡～１４．３７㎡
一般居室　１人部屋	５室	１６．２５㎡～１９．５１㎡

（2）主な設備

施設の種類	室数	面積
多目的ホール	１室	１４９．０㎡
談話・食堂コーナー	４室	４２．１㎡～１４６．４㎡
一般浴室	３室	５．６㎡～５．８㎡
特別浴室（特殊浴槽）	２室	９．５㎡～１１．０㎡
健康管理室	１室	７．６㎡

６．職員体制

従業者の種類	人数	職務内容
施設長	１名	施設と利用者の安全管理、従業者の業務の管理指導などを行う。
生活相談員	１名	計画に基づいた利用者及び家族等の処遇相談、支援、行政や関係機関との連携などを行う。
看護職員	５名	計画に基づいた適切な看護介護及び心身の介護、機能訓練、きめ細やかな日常生活上のサービス提供を行う。
介護職員	２０名	
機能訓練指導員	１名	リハビリテーション及びレクリエーション等計画に基づいた機能維持回復を図るためのリハビリテーションなどを行う。
計画作成担当者	１名	介護支援計画の作成、利用者・家族への説明、解決課題の把握、計画の変更、認定の手続きなどを行う。
栄養士	１名	計画に基づいた食事提供管理、献立管理、栄養管理、食事指導、利用者の嗜好調査などを行う。
事務員	３名	施設運営に関する事務業務、利用料の請求受理管理、庶務用度全般を行う。

７．職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
生活相談員	・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
看護職員 介護職員	・早番　７：００～１６：００　・日勤　８：３０～１７：３０ ・遅番　１０：３０～１９：３０　・夜勤　１６：３０～　９：３０
計画作成担当者	・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
栄養士	・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
調理員	・早番　６：００～１５：００　・遅番　１０：００～１９：００ ・日勤　８：３０～１７：３０

８．施設サービスの概要（介護保険給付サービス）

種類	内容
食事	・栄養士のたてる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間）　朝食７：４０、昼食１２：００、夕食１８：００
排泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴	・週２回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽での入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように援助します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	・機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき入居者の状況に適合した個別機能訓練を行い、身体の機能の低下を防止するように努めます。
健康管理	・入居者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を行います。 ・入居者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し、看護師による２４時間の連絡体制の確保を行い協力医療機関等との連携を図り健康上の管理を行います。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任もって引き継ぎます。
相談援助	・入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）石田　美穂
社会生活上の便宜	・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

９．利用料金

Ａ．入居時費用

（１）敷金

居室の種類	金額	備考
介護居室（トイレ無）	１７１，０００円	家賃５７，０００円×３ヵ月分
介護居室（トイレ有）	２０１，０００円	家賃６７，０００円×３ヵ月分
一般居室	２０７，０００円	家賃６９，０００円×３ヵ月分

※敷金は退去時には基本的に全額ご返金いたしますが、その際にお客様の支払債務がある場合は敷金から充当させていただきます。

Ｂ．退去時費用

（１）居室クリーニング費

居住期間	金額	備考
１年未満	家賃の１ヵ月分	入居後 30 日未満で退去された場合は不要
１年以上	家賃の２ヵ月分	

※居室クリーニング費は、退去時に原則敷金から充当させていただきます。

（２）クロス貼替え代

居住期間	金額	備考
１年以上	実 費	居室の壁紙貼替えをさせていただきます。

※利用料請求書にてご請求をさせていただきます。

Ｃ．月額利用料

（１）介護保険介護給付費（介護居室入居者様のみ）

要介護度及び加算項目	１日当りの自己負担分（1 割負担）	備考
要支援１	１８３円	※短期利用の場合も同額
要支援２	３１３円	
要介護１	５４２円	※左記金額は、１割負担の金額であり、２割負担は左記金額の２倍、３割負担は左記金額の３倍となり負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
要介護２	６０９円	
要介護３	６７９円	
要介護４	７４４円	
要介護５	８１３円	

夜間看護体制加算	（Ⅰ）	１８円	要介護１～要介護５まで算定対象
個別機能訓練加算	（Ⅰ）	１２円	要支援１～要介護５まで算定対象
	（Ⅱ）	２０円	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定し利用者について情報を厚生労働省に提出し実施に当たって必要な当該情報を活用すること
協力医療機関連携加算	（Ⅰ）	（月額）１００円	要支援１～要介護５まで算定対象
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	２２円	介護福祉士７０％以上
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）ロ	１５．９％	介護給付費自己負担分の合計に加算率を乗じた額（要介護２の場合：月３，４００円程度）
退院・退所時連携加算		３０円	要介護１～５まで算定対象 医療提供施設を退院・退所して、入居する利用者。入居から３０日以内。
口腔･栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）	２０円 （6か月に1回程度）	利用開始時及び利用中６か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行ない、当該情報を介護支援専門員に提供していること。
生産性向上推進体制加算	（Ⅱ）	（月額）１０円	要支援１～要介護５まで算定対象 入居者の安全かつ介護サービスの質を確保しながら職員の負担軽減の取り組みを継続的に行なっていること。また、業務改善の取り組みの実績データ提供を行ない、以下要件を満たすこと。 ① 見守り機器等のテクノロジーのうち、1つ以上導入 ② 業務改善の取り組みの実績を１年に１回厚生労働省に報告
科学的介護推進体制加算	（Ⅰ）	（月額）４０円	要支援１～要介護５まで算定対象 いずれも満たすこと ① 利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出 ② 利用者情報､その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
新興感染症等施設療養費		２４０円	指定感染症に感染した場合に医療機関を確保し、感染した入居者に対して適切な感染対策を行なった上でサービスを実施した場合 １月に１回、連続する５日を限度

退居時情報提供加算	２５０円	入居者が退去後、入院する場合に医療機関に情報提供を行なった場合
看取り介護加算（Ⅱ） 看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること	５７２円	死亡日以前３１日以上４５日以下
	６４４円	死亡日以前４日以上３０日以下
	１，１８０円	死亡日前日及び前々日
	１，７８０円	死亡日
高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	要支援１～要介護５まで算定対象 厚生労働省が定める基準を満たさない場合に減算	

（２）居室利用費（介護保険適用外）

費目	金額	単位	備考
家賃（トイレ無）	５７，０００円	１ヵ月	契約居室及び共用施設利用料を含みます。
家賃（トイレ有）	６７，０００円	１ヵ月	
家賃（ユニットバス付）	６９，０００円	１ヵ月	
管理費	４４，１００円	１ヵ月	施設の維持管理費、共用施設の消耗品費、水道光熱費、事務費に充当します。
冷暖房費（期間限定）	１２０円	１日	夏期：7 月～9 月、冬期：12 月～3 月
寝具貸与・リネン交換	２，１００円	１ヵ月	シーツ等は週１回交換します。
電気機器持込使用料	５０円	１日	持ち込み１点につき

（３）食事サービス費（介護保険適用外）

費目	金額	単位	備考
朝食	５５０円	１食	材料費、厨房水道光熱費、調理委託費に充当します。喫食分のみご負担いただきます。
昼食（おやつ含む）	７５０円	１食	
夕食	６５０円	１食	
治療食	実 費	１食	金額は内容により異なります。
療養食管理費	８０円	１食	制限食の調理等に係る管理費。

（４）介護・生活支援サービス費（介護保険適用外）

費目	金額	単位	備考
買い物等代行	６５０円	３０分	１回当たり上限１時間程度
特別清掃費	２，５００円	１時間	居室の定期清掃以外の大掃除の場合
付添サービス費 ※1、※3	１，５００円	１時間	以後３０分毎に７５０円加算 １回当たり上限２時間程度
送迎サービス費（市内） ※1、※2、※3	２，０００円	片道又は１時間	以後３０分毎に１，０００円加算 １回当たり上限２時間程度
送迎サービス費（市外） ※1、※2、※3	２，５００円	片道又は１時間	以後３０分毎に１，２５０円加算 須賀川市、本宮市、田村市、三春町
洗濯サービス費	１，３００円	１回	コインランドリー使用料は別途
コインランドリー使用料	実 費	１回	洗濯機・乾燥機
おむつ代	実 費	－	その他介護用品代も含む
外部業者の取り扱い	実 費	－	理美容費、新聞購読、クリーニング等

※１．原則として、当施設から出発して所用を済ませ、当施設に戻るという利用方法のみ対象とし、１回当たり２時間程度を上限とします。なお、市外への送迎時間の上限については別途ご相談とします。
※２．お送りして、後でお迎えにあがる場合は片道２回分となります。時間での計算はお送りした目的地で車両が待機してお帰りいただく場合です。
※３．付添・送迎サービスの対応時間は午前８時３０分～午後５時３０分までとします。

（５）健康管理サービス費（介護保険適用外）

・健康診断、インフルエンザ予防接種、日常医療及び衛生材料費は、実費負担となります。

（６）支払方法

・毎月末に締めて、翌月１５日までにご指定の請求先に請求書を送付いたします。
・お支払いは、当月２７日にご指定口座から、銀行振替にてお支払いいただきます。
（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

１０．協力医療機関

名称	医療法人栄心会　さかえ内科クリニック
所在地	郡山市横塚２－１５－６
電話番号	０２４－９４１－２２０２
診療科	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、ｱﾚﾙｷﾞｰ科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、人工透析
連携内容	入居者の健康管理、健康診断、日常医療支援、往診対応、救急時対応

名称	公益財団法人　星総合病院
所在地	郡山市向河原町１５９－１
電話番号	０２４－９８３－５５１１
診療科	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、小児科、外科、肛門科、整形外科、心臓血管外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、気管食道科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、形成外科、美容外科、精神・神経科、麻酔科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、病理診断科、放射線科、歯科
連携内容	通院及び入院治療等の日常医療支援、救急時対応

１１．緊急及び事故発生時の対応

（１）入居者に容態の急変または事故等が発生した場合、身元引受人様に連絡するとともに、速やかに救急処置または主治医に連絡するなどの必要な措置を講じます。また、必要と判断した場合は、消防署及び協力医療機関への連絡、搬送または搬送連絡等の必要な措置を講じます。

（２）入居者又は家族等に損害を与える事故の発生を確認した場合、速やかに市町村に連絡し、必要な措置を講じます。また、それに伴う賠償等の請求が発生した場合、誠意をもって話し合い双方の合意をもって行うものとします。

１２．非常災害対策

当施設は準耐火構造であり、スプリンクラー設備、自動火災報知機、消火器等の防災設備を完備しています。また、年２回防災訓練を実施いたします。

１３．施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	早朝、深夜以外の面会は自由です。玄関は入居者の安全のため、午前８時３０分に開錠し午後５時３０分に施錠します。施錠後の面会はインターホンでお知らせ下さい。また、面会されるときは面会簿への記名をお願いいたします。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず所定の届出書に行き先・帰宅時間等を記入の上、職員にお申し出下さい。
居室・設備器具の利用	居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損・故障等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
金銭・貴重品	多額の現金、貴重品はお持ちにならないで下さい。施設では金銭・貴重品等の管理はお引き受けいたしませんので、ご自身での管理をお願いいたします。
身の回り品	居室内への持ち込みに制限はありませんが、それぞれに名前を記入し整理整頓にご協力下さい。所持品はご自身での管理をお願いいたします。なお、危険物、ペット等の持ち込みはご遠慮下さい。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。なお、タバコ、ライター等は施設でお預かりいたします。
迷惑行為等	騒音等の他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

１４．サービス内容に関する相談・苦情受付

・施設での日常生活について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出ください。内容の大小に係わらず入居者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。
・相談窓口は、生活相談員の石田美穂が担当しておりますので、遠慮なくご利用ください。なお、当施設の苦情解決体制及び公的機関の苦情相談窓口は、以下の通りです。

電話番号　　０２４－９５６－５７７７
苦情解決責任者　　管　理　者　　矢吹　仁子
苦情受付担当者　　生活相談員　　石田　美穂

福島県国民健康保険団体連合会　０２４－５２８－００４０
福島県郡山市役所介護保険課　０２４－９２４－３０２１
福島県運営適正化委員会　０２４－５２３－２９４３

１５．虐待防止に関する事項

・当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

（２）　虐待防止のための指針を整備します。

（３）　従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

身体拘束

・当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

・当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。

（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

（３） 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１６．カスタマーハラスメント（過度な要求やハラスメント行為）への対応について

・当施設では、利用者およびその家族等と職員が互いに信頼関係を築き、安心して質の高いサービスを提供・受領できるよう努めております。
これに伴い、職員に対する以下のような行為（カスタマーハラスメント）はご遠慮いただいております。

（１） 施設での生活およびケアの提供にあたり、職員ならびに他の利用者に対する暴言・暴行、わいせつな発言や行為・不必要な身体接触を促す言動などのセクシュアルハラスメント、職員の無断撮影・録音、SNS 等への投稿、インターネット上での誹謗中傷はお控えください。

（２） 家族等により施設の方針や面会ルールを著しく逸脱する過度な要求、面談における脅迫・侮辱・威圧的な言動、土下座の要求、契約内容外の対応の強要、規定時間を超える長時間の対応要求、職員個人への不当な金品・サービスの請求に対しては、組織として毅然と対応いたします。

・万が一、上記に該当するハラスメント行為により、施設運営およびケアの継続が著しく困難となった場合、または傷つける行為・物の損壊等、他の利用者の安全・生活環境が損なわれると判断された場合は、事前に協議の上、当施設では以下の対応をとらせていただく場合がございます。

（１） 毅然とした態度での口頭および文書による厳重注意・申し入れ
（２） サービス提供方法の見直し、または一時停止
（３） 改善が見られない場合、または悪質と判断された場合の利用契約の解除
（４） 悪質なケース（暴行、脅迫、不法侵入等）における警察への通報や弁護士等専門家への相談

※なお、利用者本人の認知症等の症状に起因する言動については、医師・専門職と連携し、適切なケアプランの検討・医療機関との連携等により対応いたします。

※重要事項に対する説明確認について

令和　　年　　月　　日

１．当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、さかえグリーンハート美術館通り重要事項説明書に基づき必要な説明を行いました。

福島県郡山市字下舘野１－１
医療法人栄心会　さかえグリーンハート美術館通り
管理者　　矢　吹　仁　子　　印

説　明　者　職　名

氏　名　　印

２．私は、さかえグリーンハート美術館通り重要事項説明書により、当該施設についての重要事項の説明を受けました。

利　用　者　住　所

氏　名　　印

身元引受人　住　所

氏　名　　印